

氏名（本籍）	中澤 未美子（岐阜県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第70号		
学位授与の日付	2019年3月16日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	大学コミュニティにおけるハラスメント問題とソーシャルワーカーの役割—加害者「支援」の在り方を求めて—		
研究審査委員	主 査	平野 隆之	日本福祉大学 教授
	副 査	田中 千枝子	日本福祉大学 教授
	〃	篠田 道子	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	須藤 八千代	愛知県立大学 名誉教授

論文内容の要旨

1) 論文における研究の目的・方法と構成

本論文は、大学コミュニティにおけるハラスメント問題に関する相談支援と防止システムという2つの次元の異なる領域において、ソーシャルワーカーがどのような役割を担えるのか、「加害者」支援の在り方を視点に取り入れながら、論じたものである。

「加害者」支援の在り方を挿入する理由としては、次の2点が述べられている。1つは、大学コミュニティにおけるハラスメント防止システムが強化されていく中で、相談支援現場では「加害の未認定」段階から、「加害者」扱いすることへの留意および的確なアセスメントが求められていることである。2つは、実際に加害が認定された場合においても、加害者が再び大学コミュニティに包摂されることが望まれる場合があるが、これまでそれらが十分に研究されてこなかったことである。

本論文は序章と終章を含め全8章から成り、以下の章構成をとっている（本文140頁、図表39点、引用・参考文献186点）。

- 序 章 研究の背景と目的および方法
- 第1章 ハラスメントおよびハラスメント相談の概念整理と先行研究
- 第2章 ハラスメント問題の構造に影響する大学コミュニティの特質
- 第3章 大学コミュニティにおけるハラスメントの相談支援の現状と課題
- 第4章 相談支援現場におけるハラスメント「加害者」の捉え直し
- 第5章 加害者「支援」のためのソーシャルワーカーのアセスメントの方法
- 第6章 大学コミュニティによる加害者の包摂に向けて
- 終 章 結論

本論文の構成は、大きく分けると前半部と後半部の2部に分けられている。前半部（第1章～第3章）では、大学コミュニティにおけるハラスメント問題および防止システムの全体像が論じられている。後半部（第4章～第6章）では、加害者への相談「支援」論が展開されている。また、本研究の社会的意義としては、社会問題としてのハラスメント相談にソーシャルワーカーがどのような役割を果たせるか、その応用可能性について触れられていることがある。

研究の方法は、量的調査および質的調査の合計7つの調査が実施されている。個々の調査内容については、各章の要旨のなかで触れるが、その調査リストを、以下に示す。

- 調査1 大学コミュニティに関するインタビュー調査（大学教員対象）[第2章]
- 調査2 ソーシャルワーカーの支援観に関するインタビュー調査（ソーシャルワーカー対象）[第2章]

- 調査3-1 大学のハラスメント防止システムの現状に関する調査（東海3県の大学を対象、およびそのうちの1大学を対象）【第3章】
- 調査3-2 ハラスメント防止システムの体制整備状況に関するE大学の事例分析【第3章】
- 調査4 未認定加害者のアセスメントに関するインタビュー調査①（ソーシャルワーカー対象）【第5章】
- 調査5 未認定加害者のアセスメントに関するインタビュー調査②（教育職対象）【第5章】
- 調査6 アカデミック・ハラスメントのイメージの比較調査（大学構成員および一般市民対象）【第6章】

2) 本論文の要旨

序章では、大学コミュニティで生じるハラスメントの発生機序を踏まえ、人権および公平性への視点を重視し、ハラスメント問題に対応するソーシャルワーカーの役割（特に加害者への支援）を検討するための前提となる3つの背景（社会・実践・研究）と研究方法について論じている。

第1章の目的は、ハラスメントの用語を整理した上で、大学コミュニティにおけるハラスメントに関する先行研究について詳細に分析することに置かれ、ハラスメントの概念について論考されている。ハラスメントの語源や現代日本において幅広い現象を包含している状況について述べ、ハラスメントの多様な種類の造語がなされることは、不可視な対人暴力も含むハラスメントの減少に寄与する一方で、その広まりから誤用が懸念され、深刻な被害を矮小化される可能性もあると指摘した。これらを踏まえ、日本におけるいじめとハラスメントの違いについても論考がなされている。その上で、大学コミュニティにおけるハラスメントの先行研究について、本研究の土台となる社会福祉学以外の多様な分野のアプローチについて概観した。法学社会学、女性学、臨床心理学などの研究者が、ハラスメントやそれに関する支援をどのように捉えているかについてのハラスメントに関する先行研究を分析している。これらの先行研究より未着手であるソーシャルワークからのハラスメント防止に関する研究の必要性を主張している。

第2章は、ハラスメント問題の構造に影響する大学コミュニティの特質と題され、大学コミュニティの文化とハラスメントを考察している。第2章の目的は、大学コミュニティで生じる様々なハラスメント問題を取り上げるなかで、ソーシャルワーカーの視点は大学の父権的構造に着目できることから、ハラスメント問題と大学コミュニティの特質を論考することとしている。その方法として、まずアカデミック・ハラスメントについてインタビューが実施されている。インタビューの対象者は大学教授であり、中澤氏によれば、大学コミュニティにおいて一番加害性を持つ職位にあるという。インタビューの内容は丁寧に記載され、あえて帰納的な分析を施さず生のデータに語らせることを重要視した記述となっている。大学コミュニティ内の格差について触れ、コミュニティが持つヒエラルキー構造とハラスメント発生について論及している。

次に、性に関するハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、大学コミュニティの持つ特質と照らし合わせながら論じられている。また、性的個性を持つ者へのハラスメントについては、複数のソーシャルワーカーにインタビューをおこない、ソーシャルワーカーの支援観を明らかにしている。具体的には、ソーシャルワーカーは多様な性的個性を尊重し、個別支援から社会の在り方について視野に入れた支援まで幅広く提供できる可能性が示され、ソーシャルワーク専門職の独自性が確認できたマイクロ（個別支援）とメゾ（組織へのアプローチ）、そしてマクロ（社会）へと当事者を中心に据えてともに網羅的にアプローチする方法が検討されている。そしてソーシャルワーカーは「浅く広く」を「深く」実践していること、また当事者とともに社会を前進させる率先性を携えている職種といえるのではないだろうかと指摘している。

第3章では、大学コミュニティにおけるハラスメント防止システムと相談支援の現状というテーマで、第4章以降の「加害者」支援の方法を分析する前提として、大学コミュニティのハラスメント

防止の現状と課題について述べられている。本章は、多様な職種によるハラスメントの「被害を訴える相談者」への相談支援についての整理から始められている。具体的には、大学コミュニティにおけるハラスメント相談の先行実践として、弁護士や社会保険労務士、心理職、フェミニストカウンセラーの貢献が述べられている。それぞれの職種の強みとハラスメント相談との関係が論じられるなかで、ソーシャルワーカーはどのような支援でハラスメント防止に携わることができるのか、地域を限定し、大学のハラスメント防止システムの現状に関するデータおよび一大学の事例を用いながら加害者「支援」視点の必要性を分析している。ソーシャルワーカーの専門性を活かし、加害者に「支援」的に関わることがハラスメント防止にソーシャルワーカーが貢献できることを示唆している。またその課題として、ソーシャルワーカーの配置自体が少ない現状があることから、支援の質としても今後さらなる検討が必要であるとまとめている。

第4章では、第1章から第3章の論述を踏まえた上で、ハラスメントの「加害者」及びその支援の捉え直しをソーシャルワーカーの視点から試みられている。具体的には、「加害者」に関する先行研究を踏まえ、ハラスメント相談で特筆すべき相談者の持つ加害のグラデーション（未認定から認定まで）の考察がなされている。グラデーションは、以下3つのベクトルが用いられ検討されている。1つめは、認定と未認定の境界、2つ目は意図性の高低、3つ目は頻度の高低である。これらのベクトルを軸に、どのようなハラスメントが発生しえるのか、加害者側の要因からハラスメントの支援の必要性が再整理されている。また「力」のバランスは、常に揺れ動くものであり、重心の位置を誰が決めるかによって変動すること、同様に「加害者」の被害的側面に着目すれば、傾きが変わってくることを指摘し、ソーシャルワーカーは力の揺れを冷静に見ていくことのできる役割可能性について触れている。その上で、ソーシャルワーカーは「加害者」にどのように関与できるのかについて、対人関係依存や発達障害（傾向）と関連すると考えられるハラスメントの「加害者」の一群を切り出し、厳罰化の方向へ進むだけでは防止に繋がらないとの懸念について述べ、加害者「支援」の必要性について探索的論考が展開されている。

第5章では、未認定加害者「支援」のためのソーシャルワーカーのアセスメントの方法（加害者とされた相談者のアセスメント項目とソーシャルワーカーのアセスメント上の留意点を示すチェック項目）について論じられている。第5章の目的は、ハラスメント認定がなされていない段階の「未認定」加害者について、ソーシャルワーカーによるアセスメントと対応を検討することとしている。方法として、大学コミュニティにおいてハラスメント対応に従事するソーシャルワーカーに、中澤氏が仮説的に設定した資料をもとにインタビューをおこない、そのデータを質的に分析している。その結果、ソーシャルワーカーのアセスメントは、目の前の「加害者とされた相談者」のみならず、多方向に向かっていることが認められ、「人権」や環境を意識し非審判的態度で対応をおこなっていることが示された。そのうえで、教育職へのインタビュー調査もおこない、それらの結果を比較し、ハラスメントの未決性の重視と大学コミュニティが持つパターナリズムへの意識がソーシャルワーカー独自の視点であるとした。このような調査を踏まえ、他分野の研究成果を参照しつつハラスメント問題に関わるソーシャルワーカーは、自身のパターナリズムの危険性と自己決定の尊重との間で揺れ動くことになるという認識の重要性とその弊害を意識すべき点について取り上げた。

第6章は、大学コミュニティには加害者を包摂できる機能があるか否かについて検討している。方法として、まずは先行研究で示されているアカデミック・ハラスメントのイメージ調査の結果について統計的な再解析をおこなっている。具体的には、大学コミュニティ構成員群と、大学コミュニティに属していない一般群とを比較、また回答者の年代および最終学歴（大学コミュニティ所属歴）との

相関を解析した。これらより環境にアプローチすることがハラスメントの防止に効果的であることを導き出している。また、被害者支援の必要性と加害者支援の必要性についても検討がなされ、被害者支援と加害者支援の必要性について両群の差は見られないことを明らかにし、加害者支援の具体的方策への論考へと繋げている。

次に、公式にハラスメント認定を受けた認定加害者への「支援」について、再ハラスメントの防止システムのためのソーシャルワーカーによる研修構想について論考がなされている。その前提として、加害者個人に向け研修をおこなうこと自体の是非、個人向け研修の防止効果の評価、個人向け研修の実施者としてソーシャルワーカーは立場的に適切だろうかという問いについて触れている。これらの問いを検討するため、加害者を大学教員と仮定し論考がなされている。そして既存の加害者向け研修とソーシャルワーカーが実施する福祉的研修を比較し、ハラスメント防止に関する新たなアプローチを述べている。

終章は、本研究の目的である大学コミュニティのハラスメント問題とソーシャルワーカーの役割について、相談支援と防止システムの2次元において「加害者」支援の視点を交え検討したことを総括している。ソーシャルワーカーの役割としては、次の4点をまとめている。1. 「調整」の弊害の対応を行う役割、2. 被害者支援のみならず加害者も「支援」を行う視点を大学コミュニティに提供する役割、3. 包摂のためのアセスメントツールの導入提案と福祉的研修の実施提案を行う役割、4. 防止システムに包摂機能を持ち込み、包摂的な変革を求める役割、である。そして、大学コミュニティにおける支援基盤の拡充にまで展開されている。

結語としては、ソーシャルワーカーの配置が乏しいことで代弁性のある職種がないことで弱者が大学コミュニティより排除される構造を懸念している。しかし、ソーシャルワーカーの配置がなくても「弱者」が自己決定できたり、弱者の代弁が他者によってなされたりする大学コミュニティは、どのように目指すことができるのかについても論考がなされている。

本研究の限界としては、今後、大学コミュニティはハラスメント防止システムの取り組みをどのような位置づけにしていくべきなのか、大学におけるソーシャルワークの視点から丹念に検討することができていない。展望としては、本研究で導かれた大学コミュニティでのソーシャルワーカーのハラスメント防止への取り組みは、大学コミュニティ以外の他のコミュニティでも参照されることが期待できる。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2018年10月11日の福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、平野隆之、田中千枝子、篠田道子の3名が審査委員に選出された。同年12月13日の同専攻会議において第1次審査の合格を決定した。12月15日の博士論文学位請求予定論の公開発表会を経て、2019年1月10日の同専攻会議において、博士学位授与審査の本審査の受理を確認し審査委員会が設置された。これまでの平野、田中、篠田の3名の審査委員が継続するとともに、学外審査委員に須藤八千代愛知県立大学名誉教授に依頼することを決定した。同年2月7日に学位授与審査委員会による論文審査と口述諮問が実施された。終了後に審査委員会は、学外審査委員による結果に不合格の評価でない限りにおいて、合格との仮の判断を行った。同年2月9日に、学外審査委員からの「合格」の審査報告書の内容を確認することを経て、最終的に「合格」の判断を行った。

2. 論文の評価

第1の評価点は、社会福祉研究からのハラスメント問題とその解決のあり方に言及した、学術的・社会的の両面から意義のある研究ということである。とくに、ハラスメント問題での研究において、相談支援に関して調査研究が極めて困難な分野であり、個人情報保護もあり、実証性のある研究を実施する上で大きな壁がある。その点に関連して多面的な調査を実施することで克服し、簡潔で実証的なデータを確保している点を同時に評価しておきたい。学外審査委員からは、「筆者のいう『ソーシャルワークの浅く広い』特性が有効に機能して、研究の多面性、社会性の広さをもたらしている」と言及されている。

また、ソーシャルワーカーの役割を、マイクロ領域の相談支援のレベルにとどまることなく、メゾ領域の防止システムのレベルにおいても考察を深めているという挑戦的な研究といえる。この点に関して、学外審査委員から「ソーシャルワークは常に社会のフロントラインにあるテーマに立ち向かう役割を持つ。その意味で本研究の先駆性は高く評価される」と述べられている。

第2の評価点は、ハラスメント問題とその対応は、一般的には被害者の支援を中心に組み立てられているが、本論文の最大の特徴である、加害者支援というキー概念を付加するという独自性のある研究ということができる。その視点を採用している理由は、ハラスメント防止を重視するという新たな防止システムの環境のもとで、未認定「加害者」が誕生することが避けられず、被害者支援と同様に加害者支援を確保する必要があるという中澤氏の実践上の課題認識からである。加害者支援の研究に当たっては、被害者への影響を十分に考慮した論述でなければならず、この点においても配慮ある記述がなされている。この点に関連して学外審査委員は、「『加害者』概念を掘り下げ、それに対する現実性の高い研究成果をまとめたことが本論文の価値を高めている」と評価している。

第3の評価点は、大学コミュニティにおける特質を踏まえながら、加害者支援に対するパターンリズムへの自覚とともに、「人権」や環境を意識し非審判的態度による公平な支援を確保するためのソーシャルワーカーが採用可能なアセスメントの方法を提示するとともに、再ハラスメントの防止システムのためのソーシャルワーカーによる研修構想を提案していることである。その点に関連して、学外審査委員は、「実務的にすぐ役立つ内容を持つ」と評価している。とくに、加害者とされた相談者のアセスメント項目にとどまらず、ソーシャルワーカーのアセスメント上の留意点を示すチェック項目を設定している点は、加害者支援における実践の積み重ねのなかで、より精緻化される出発点を提供したことになる。

以上の評価点はあるものの、本研究の課題もいくつか散見される。

第1の課題は、ソーシャルワーク研究としての深め方が足りない点である。ソーシャルワーカーの実践的な役割の整理にとどまる面がみられ、ハラスメント問題への調査研究成果をソーシャルワーク理論へと還元する視点が弱いことである。ハラスメント問題への支援を経由し、ソーシャルワークの理論をさらに発展させるような貢献を期待するところである。

第2の課題は、相談支援と防止システムという2つの異なる次元を扱っている点に関連して、後者の防止システムにおける組織マネジメントとソーシャルワーカーの関係について、十分な分析ができていない点である。防止システムがもたらす未認定「加害者」の誕生およびその相談支援については詳細に分析がなされているが、どのように防止システムのなかに、相談支援の成果を反映させるかについての言及が弱い点である。この点についても、今後の実践的な研究成果を期待しておきたい。

第3の課題は、多くの文献の活用や多様な調査結果を総合化する面で、やや平板さがみられるところである。この点については、学外審査委員からも、「多様な調査の内容や加害者支援について、文献などと繋げて丁寧な論述、筆者の論考が記述されると論文の質を高めることになる」と指摘されている。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

以上のような評価点や課題について、そのような結果となっている要因について、中澤氏に質問したところ、第1に、ソーシャルワーク研究あるいは理論への還元ができていない点について、大きな課題と認識しているとの真摯な回答がなされた。多様な調査結果を活用しながらも、最後は実践課題への応用という側面に力点が置かれてしまう傾向のあることが語られた。反面、「加害者支援」を研究対象として選択したことが、ソーシャルワーカーの独自役割を描くことを可能にしたことに触れつつ、ソーシャルワーカーの役割を補完するアセスメント等のツールの提案に踏み込めたことに満足していることが表明された。理論的貢献と応用へのコミットのバランスある実践研究が、今後の課題と認識されている。第2に、相談支援とは次元の異なるシステムへのソーシャルワーカーの役割に関する指摘では、とくに中澤氏のシステムへの働きかけの実践そのものの記述に制約のあることが説明されるとともに、組織マネジメントにおけるソーシャルワーカーの役割については、今後の研究課題として受け止めることが表明された。

審査委員からは、最後に中澤氏のハラスメント・ソーシャルワーク論の構築への期待が述べられた。

なお、本審査委員会に先行する形で、主査の平野が、中澤氏の英語力の審査を行った。本人から提出されていた本論文の英語要旨の中からランダムに複数のパラグラフをとりあげ、読み上げと日本語訳を指示したところ、適切な返答がなされたことを確認した。

学外審査委員の須藤八千代愛知県立大学名誉教授からの審査報告書において、「合格」の判定を得ていることを記しておく。なお、その一部は、評価点や課題の関連部分で引用しておいた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者（中澤未美子）は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上